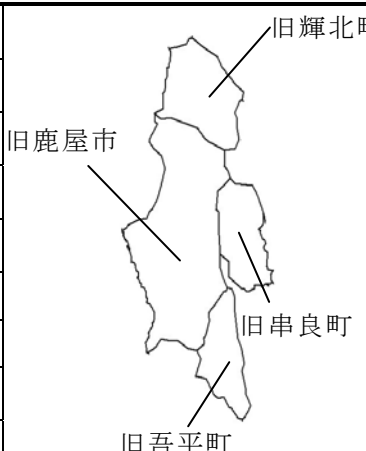


鹿屋市(鹿児島県)

(2006年4月5日現在)

1. 新市の基礎情報

合併の期日：2006年1月1日	合併の方式： <input checked="" type="checkbox"/> 新設・編入	
市となるべき要件の特例の適用：有(人口要件・市の全域を含む新設合併)・ <input type="checkbox"/> 無		
人口 ⁽¹⁾ ：106,462人(高齢化率 ⁽²⁾ 20.9%)	面積 ⁽³⁾ ：448.33k m ²	
議員数 ⁽⁴⁾ ：76人(法定上限34人)	一般職員数 ⁽⁵⁾ ：1,011人	
財政力指数 ⁽⁶⁾ ：未算出	経常収支比率 ⁽⁷⁾ ：未算出	
2004年度歳入予算額 ⁽⁸⁾ ：38,662,657千円		
うち、地方税8,493,597千円、地方交付税11,759,795千円		
合併特例債発行予定額19,300百万円／同限度額32,200百万円		
産業構造 ⁽⁹⁾ ：第一次産業14.8%、第二次産業22.6%、第三次産業62.5%		

(出典) (1)(2)(9)：2000年「国勢調査」。 (3)：2004年10月「全国都道府県市区町村別面積調」。
 (4)：合併時の数。 (5)：給与等の公表。 (8)：2004年度当初予算額。

2. 合併関係市町村の基礎情報

関係市町村	人口 ⁽¹⁾	高齢化率 ⁽²⁾	面積 ⁽³⁾	議員数 ⁽⁴⁾	一般職員数 ⁽⁵⁾	財政力指数 ⁽⁶⁾	経常収支比率 ⁽⁷⁾
旧鹿屋市	81,084人	19.0%	234.37k m ²	28人	605人	0.50	82.5%
旧吾平町	7,353人	26.0%	59.15k m ²	16人	70人	0.22	91.5%
旧輝北町	4,412人	34.5%	88.95k m ²	14人	78人	0.15	89.5%
旧串良町	13,613人	24.7%	65.86k m ²	18人	135人	0.31	85.8%

(出典) (1)(2)：2000年「国勢調査」。 (3)：2004年10月「全国都道府県市区町村別面積調」。
 (4)：合併直前の定数。 (5)(6)(7)：2003年度「市町村別決算状況調」。

3. 合併の特徴

<p>(1) 合併の理由・目的<③住民ニーズの広域化・高度化、④少子高齢化、⑤財政状況></p> <p style="margin-left: 20px;">本地域においては、少子高齢化の進行、住民ニーズの多様化・高度化、交通・情報手段等の発展により、日常生活圏が拡大している。また、国において地方行政制度の抜本的改革が進む中、財政基盤・行政機構の強化が急務となっている。このようなことから、大隅地域における拠点性と求心力を兼ね備えた足腰の強い新たな自治体を形成することが必要となったため。</p>
<p>(2) 合併のプロセスで重視したこと<①関係市町村間の合意、②住民の理解、⑧事務事業の調整></p> <p style="margin-left: 20px;"><最も重視したことの具体的な内容></p> <p style="margin-left: 20px;">合併に際し、周辺部がさびれるのではないかとという住民不安を払拭するために、各地域における住民説明会の開催、新市まちづくり計画の作成に際し、住民参画の視点から、まちづくりフォーラムを開催し、住民の理解を得ながら合併協議を行ってきた。</p>

(3) 中心となって合併を推進した人物・団体等<①首長、②議会・議員>

<合併推進の具体的な活動>

本地域の実情を理解し、行政運営の効率化や合理化、行政サービス維持向上のための経費削減効果の発揮、地域の一体的な整備のためには、合併が最前の方法であることを認識し、住民理解を得ながら、合併協議の中心となってきた。

4. 合併協議

(1) 今回の合併以前における合併協議の経緯

特になし。

(2) 合併関係市町村以外の市町村との合併協議

特になし。

(3) 合併関係市町村の従前のつながり

⑧広域市町村圏の構成市町村の一部

(4) 合併の端緒

肝属地域において、2市10町で構成される「肝属地域市町村合併調査研究会」を2002年4月に設立し、合併を想定した財政シミュレーションの作成や、地域の将来像等について、調査研究を行ってきた。その中で、調査結果や住民への合併に関するアンケート調査の結果等を踏まえ、それぞれの枠組みで合併について具体的な議論検討を行っていくこととして、2003年1月に研究会を解散した。

(5) 任意の合併協議会（設置期間：2003年2月12日～2003年7月8日）

構成メンバー	首長、助役各1名、議員各1名	計12名
--------	----------------	------

運営上の工夫	特になし。
--------	-------

(6) 法定協議会（設置期間：2004年7月1日～2005年12月31日）

住民発議等	有（直接請求・住民発議）・ <input type="checkbox"/> 無
-------	--

構成メンバー	首長、助役各1名、議員各3名、住民各5名	計40名
--------	----------------------	------

運営上の工夫	合併協議会における議案について、協議会開催前に協議会委員に対して、より理解してもらうことを目的に勉強会を開催した。その中で、各地域における事務事業の現況及び調整方針について説明を行い、委員に理解をしていただき、その後、合併協議会を開催し、議案について、十分審議してもらった。
--------	---

(7) 基本5項目（①方式、②期日、③名称、④事務所の位置、⑤財産）

<協議を行ううえでの工夫>

大隅中央合併協議会設立準備会を設置し、その準備会の中で、基本5項目のうち①から④について十分協議を行い、その調整結果を各市町議会へ報告・承認を得た上で、大隅中央合併協議会を設立した。

<協議開始および決定の時期>

	(①方式)	(②期日)	(③名称)	(④位置)	(⑤財産)
協議開始：	04年5月	04年5月	04年5月	04年5月	04年7月
合 意：	04年7月	04年7月	04年7月	04年7月	04年11月

<p><決定に至るまでに最も難航した項目と解決策> 特になし。</p>	
<p><基本項目①「合併の方式」の決定理由> それぞれの構成市町がもつ機能や地域特性を活かし、それぞれの役割を担わせながら相乗作用と相乗効果を生み出すため、相互理解と互惠互譲の精神で合併を推進する。合併の推進にあたっては、構成市町の住民の平等な立場を尊重すると共に、積極的な融和を図り、新市一体となった新たな発展を目指して施策を展開することとする。</p>	<p>新設・編入</p>
<p><基本項目②「合併の期日」の決定理由> 事務事業や電算業務について、十分な準備期間を設定し、安全かつ的確な新市への移行作業を行うとともに、年末年始の休日を利用した電算の稼働準備を行うことなどを踏まえ、合併の目標期日を2006年1月1日とする。</p>	<p>2006年1月1日合併</p>
<p><基本項目③「新市の名称」の決定手続き・理由> 決定手続：大隅中央合併協議会設立準備会の中で、協議調整を行い、大隅中央合併協議会において決定した。 選定理由：鹿屋市は大隅地域の中核都市であり、海上自衛隊鹿屋基地や国立鹿屋体育大学など、全国的にも高い知名度を有する施設が存在することを踏まえ、新市の名称は「鹿屋市」とする。</p>	<p>公募有・無</p>
<p><基本項目④「新事務所の位置」とその決定理由・工夫した点> 新市全域の均衡ある発展と、それぞれの地域特性を活かした住民福祉を増進させるため、事務所は総合支所方式により、現在の3町の役場の位置にそれぞれ支所を置くこととする。また、国県等の官公署の配置状況、経済・文化施設等の集積状況や都市基盤の整備状況等を踏まえ、本庁舎を現在の鹿屋市役所の位置に置く。 (新事務所以外の関係市町村の旧庁舎の取り扱い) 新市の支所とした。</p>	<p>既存施設・新規建設</p>
<p><基本項目⑤「財産の取扱い」> (新市に引き継がなかった、または引き継ぐかどうか問題となった財産) 正負ともになし。</p>	
<p>(8) 新市建設計画</p>	
<p>計画の期間：10ヶ年 理由 合併特例法において、新たなまちづくりのための合併特例債は、合併後10年間にわたり、活用できることとなっている。新市においては、この合併特例債を活用しつつ、合併後の行政サービスの維持向上、都市基盤の整備などを積極的に進めていく必要がある。このようなことから、計画期間については、2006～2015年度までの概ね10年間とした。</p>	
<p><策定に当たっての工夫> 計画策定に当たって、市民の意見を取り入れることを目的とし、公募によるまちづくりフォーラムを設置し、各分野における様々な意見を集約した。その意見を提言集としてとりまとめ、計画原案に盛り込み、協議・調整を重ね、十分検討し、新市まちづくり計画を策定した。</p>	
<p><関係市町村間での調整が難航した項目> 特になし。</p>	

<新市建設計画の特徴または合併の理由・目的を達成するための工夫>

第1次産業を基軸とした新産業構造の創出、交流人口の増加による地域活性化、地域コミュニティの増進による新市の一体感の醸成をまちづくりの柱とし、これらを有機的に連携しながら、相乗効果を生み出していくことにより、新市の均衡ある発展と早期の一体性の確立し、共生することで、自立した拠点都市の形成を目指すこととしている。

<新市建設計画と関係市町村の基本構想、総合計画（基本計画・実施計画等）の内容>

各地域の総合計画に掲げられている「地域の特性」、「地域の問題点」及び「各市町の総合計画であげられている課題」の整理を行い、本市の課題を導きだし、その上で新市における基本方針等を作成した。

単位：百万円 ()は%	合併前 (2003年度) ⁽¹⁾	財政計画		
		2006年度	2011年度	2015年度
歳入合計	41,043	43,245	37,697	38,879
地方税	9,016(22.0)	9,203(21.3)	9,632(25.6)	9,472(24.4)
地方交付税	12,951(31.6)	12,633(29.2)	11,878(31.5)	12,490(32.1)
歳出合計	39,824	43,245	37,697	38,879
人件費	8,249(20.7)	8,320(19.2)	7,871(20.9)	7,436(19.1)
(参考：一般職員数)	(888人)	(975人)		
公債費	4,866(12.2)	4,650(10.8)	5,427(14.4)	5,763(14.8)
普通建設事業費	7,627(19.2)	11,488(26.6)	5,513(14.6)	6,327(16.3)

(1)2003年度「市町村別決算状況調」の積み上げ

(9) 都市計画区域・用途地域の新たな設定・変更等

新たな設定・変更等を行っていない。今後、新市まちづくり計画を基本とした、新市長期総合開発計画において、各地域の位置づけを行っていくこととし、新たな区域指定の協議を行っていくこととする。

(10) 住民への情報提供等

- ・広報誌等の配布（全9号。配布方法：町内会を通じて全戸配付）
- ・住民説明会の開催（延べ3回開催、延べ2,636人参加）
- ・HPの開設（2004年7月開設、月1回定期更新、アクセス数28,860回）

(11) 住民の意向を問う住民投票・調査等の実施

実施していない。

(12) 都道府県からの支援

財政支援：鹿児島縣市町村合併特例交付金（2004年度：25,202千円、2005年度：164,464千円）
鹿児島県合併協議会運営費等補助金（2004年度：5,305千円）

(13) 外部コンサルタントへの委託：有・無

委託費 4,664千円

委託内容 新市まちづくり計画の作成業務を委託した。内容としては、本市における地域特性や課題等の整理を行い、大隅地域の拠点都市の創造のための方策についての提案等を依頼した。

5. 合併の内容

(1) 議員	
特例の適用	<input checked="" type="checkbox"/> (定数特例 (定数 人)・ <input checked="" type="checkbox"/> 在任特例 (在任期間 4 ヶ月))・無
その理由	新市施行直後は、暫定予算や新年度予算、旧市町の決算、新市の組織体制、新条例など、過渡期の重要な案件について、地域性を熟知し、合併協議に携わった旧市町の議員の構成により審議する必要があることから、新市への円滑な移行を考慮し、空白期間を置かないようにするため。また、行政面積が広大なる本地域においては、地域住民の声を十分かつ的確に反映する必要があるため。有権者数の割合から、地域の議員数に格差が生じる恐れがあることから、地域住民の不安を解消する必要があるため。以上のようなことから、必要最小限の期間 (4 ヶ月間)、在任することとした。
(2) 農業委員会の委員	
特例の適用	<input checked="" type="checkbox"/> (2006 年 7 月 31 日まで特例措置を適用)・無
その理由	特例を適用しない場合、新市施行後 50 日以内の選挙となり、この期間は農業委員会及び農業委員がいないこととなる。このため、農地法等の法令業務をはじめ諸証明事務等全ての業務が滞るため。市町村の合併の特例に関する法律第 8 条第 1 項第 1 号の規定を適用し、2006 年 7 月 31 日まで、引き続き新市の農業委員会の選挙による委員として在任する。
(3) 三役	
旧鹿屋市	市長は新市の市長、助役は新市の助役、収入役は新市の収入役。
旧吾平町	町長、助役、収入役は退職。
旧輝北町	町長、助役、収入役は退職。
旧串良町	町長、助役、収入役は退職。
(4) 一般職	
定員管理	<新規採用の抑制>2006 年度については、新規採用を行わない。
給与の調整	<従来から同一の給与表を使用しており調整不要>
役職の調整	役職については、旧市町の役職を基本として、人事配置等を行った。
(5) 組織・機構の整備方法 (合併と同時に部・課とも完全に統合)	
水道事業について、新市の構成市長の 2 団体で構成される水道企業団が存在したが、合併と同時に解散となり、市長部局の下水道課と統合して、新市の上下水道部として設置することとした。	
(6) 関係市町村の従前の支所・出張所の整備方法	
旧鹿屋市	支所 1 ヶ所については、出張所として引き続き設置している。
旧輝北町	支所 1 ヶ所については、出張所として引き続き設置している。
(7) 地域審議会等	
設置の有無	<input checked="" type="checkbox"/> (地域自治区を旧吾平町、旧輝北町、旧串良町に設置)・無
その理由	「周辺部がさびれるのではないか」という住民不安の払拭、旧町の地域住民の参画と理解に基づき、新市の総合計画などの具体的な計画策定を進める必要があることなどから、地域の均衡ある発展、早期の一体性確立を目的として、地域自治区を設置した。

(8) 市町村税のうち、税率の調整を要した税目とその調整方法		
法人住民税	旧鹿屋市 14.7% 旧吾平町 12.3% 旧輝北町 12.3% 旧串良町 12.3%	2006年4月1日から 14.7%に統一。
(9) 上下水道使用料（調整方針：上水道は当面は旧自治体ごとに従前のおりとする 下水道は従前のおりとする）		
上水道料金	水道料金については、新市の水道事業計画に基づき改定することとする が、当分の間、今までどおりとし、その後、段階的に調整する。	
下水道料金	今までどおりとする。	
(10) 上下水道以外の使用料等（調整方針：当面は旧自治体ごとに従前のおりとする）		
例外措置	特になし。	
(11) 国民健康保険事業の調整（調整方針：2005年度は従前どおりとし、2006年度から統一する。）		
賦課徴収方法	4方式	4方式
所得割	旧鹿屋市 8.4% 旧吾平町 9.0% 旧輝北町 8.8% 旧串良町 8.5%	2006年4月1日から 8.6%に統一。
資産割	旧鹿屋市 32.0% 旧吾平町 40.0% 旧輝北町 48.0% 旧串良町 33.0%	2006年4月1日から 39.2%に統一。
均等割	旧鹿屋市 22,500円 旧吾平町 22,000円 旧輝北町 26,200円 旧串良町 22,000円	2006年4月1日から 24,200円に統一。
平等割	旧鹿屋市 23,500円 旧吾平町 26,000円 旧輝北町 22,000円 旧串良町 21,500円	2006年4月1日から 24,000円に統一。
(12) 介護保険事業（調整方針：2005年度は従前どおりとし、2006年度から新しい保険料率を設定する）		
第1号被保険者の 月額基準保険料	旧鹿屋市 3,840円 旧吾平町 4,150円 旧輝北町 3,272円 旧串良町 3,992円	2005年度中に新たな制度内容に準じた介護保険計画を策定し、2006年度から3年間の介護サービスの見込み量や65歳以上の方の介護保険料を決定することとする。2006年4月1日から月額4,600円。
(13) 電算システムの取扱い（新規システムを構築した）		
整備方法	電算システム統合について、電算システムを5グループ（住民情報系、行政事務、健康管理、広域ネットワーク、住民サービス）に分けて、グループごとに統合方法を調整し、システム開発（統合作業）を行った。	
(14) 町・字の名称・区域		
名称・区域の変更	有・無	
変更した場合、その内容と理由		

6. 合併後の状況

(1) 合併による財政削減効果：不明	
(2) 基本構想および総合計画の策定	
基本構想	今後策定に取り掛かる予定(2006年度)
総合計画	今後策定に取り掛かる予定(2006年度)
(3) 合併による効果	
<p><②サービスの高度化・多様化></p> <p>旧3町では、職員数が少なく、1人の職員がいろいろな事務を担当し、住民に対して、高度なサービスの提供が困難になっていた。しかしながら、合併することに伴い、福祉や保健、建築などの専門の職員を配置できることにより、地域振興などの分野において、事業の充実などが可能となった。</p>	
<p><⑤行財政の効率化></p> <p>構成市町の産業や、観光資源など、様々な資源を連携・活用することにより、産業や観光面において、地域別の取り組みを連携させることにより、相乗効果を発揮することができる。</p>	
<p><⑥地域のイメージアップ></p> <p>合併に伴い、大隅半島唯一の10万都市となり、地域の魅力が増大する。このようなことから、誘致企業の推進、雇用の拡大やプロジェクトやイベントの誘致などが期待され、それに伴い、若者の定住など人口増加などが望める。</p>	
(4) 合併による問題点と解決策	
<p><②中心部と周辺部の格差が増大する></p> <p>合併に伴い、周辺部がさびれるのではないかと住民の不安を払拭するために、新市まちづくり計画の中に位置づけている地域別の取り組みを確実に実施することに伴い、新市全体の均衡ある発展となる。</p>	
<p><③人口が増えるため、住民の声が届きにくくなる></p> <p>合併に伴い、住民の意見が届かないのではないかとすることがないように設置した、地域自治区及び地域協議会の機能を十分活用することにより、当該地域自治区に係る事務などに対して、意見を述べることができる。このようなことにより、1市3町の一体性を早急に確保するとともに、均衡ある発展が図られていくと考える。</p>	
<p><⑥広域化に伴い、サービス水準が低下する></p> <p>地域の拡大化に伴い、サービス水準の低下が懸念されるが、旧3町については、総合支所を合併後10年間は置くこととしており、急激なサービス低下はないと考えられる。その総合支所機能がある期間において、支所機能について、十分検討を行い、住民が不便を感じないように、調整することが重要と考えられる。</p>	
(5) 残された課題	
<p>合併に伴い、新市全体の均衡ある発展のみならず、大隅地域全体の発展が今後の課題となる。これからの地方自治体は、これまでにない厳しい時代を迎えており、地域が一丸となって、足腰の強い、自立したまちづくりを進め、「南九州の新たな拠点都市」を形成することが、重要である。</p>	